

報告第33号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

令和元年第2回東広島市議会に追加提案する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

中学校大規模改造事業向陽中学校大規模改造工事（電気）の請負契約の締結議案に対する意見の申出について

3 臨時代理年月日

令和元年6月10日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部

分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第148号

請負契約の締結について

中学校大規模改造事業向陽中学校大規模改造工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月25日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

中学校大規模改造事業向陽中学校大規模改造工事（電気）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1億5,125万円

4 契約の相手方

広島市中区中町8番8号

エビス電工株式会社

代表取締役 望 月 文

(提案理由)

中学校大規模改造事業向陽中学校大規模改造工事（電気）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第148号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

中学校大規模改造事業向陽中学校大規模改造工事（電気）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

向陽中学校大規模改造工事に係る電気設備工事一式（電灯設備、動力設備、受変電設備等）

(2) 契約金額

1億5,125万円

(3) 契約の相手方

広島市中区中町8番8号

エビス電工株式会社

代表取締役 望 月 文

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和2年9月30日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。